

国立大学法人鹿屋体育大学の法人経営に関する意見交換会実施要領

（令和4年10月28日）
学 長 裁 定

（趣旨）

第1 この要領は、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年規則第4号。以下「規則」という。）第9条に基づき、学外委員等の有する大学に関する広くかつ高い識見を法人経営に生かすための意見交換会（以下「意見交換会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2 意見交換会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
 - （2）理事
 - （3）事務局長
 - （4）規則第2条第4号に定める学外委員
- 2 前各号に掲げる者のほか、法人経営に高い識見を持つ学外者を委員に加えることができる。
- 3 意見交換会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、意見交換会を主宰する。
- 5 意見交換会は、原則、経営協議会終了後、必要に応じて開催する。

（改善等事項）

第3 意見交換会は、法人経営の改善等に関する事項（以下「改善等事項」という。）について、意見交換を行う。

- 2 前項の改善等事項は、第2第1項第4号及び同第2項の委員から提出された法人経営に関する改善事項（様式第1号）のうちから決定する。

（改善等事項への回答）

第4 学長は、第3第1項の改善等事項への対応状況等を意見交換会において回答するものとする。ただし、規則第4条に掲げる審議事項となるものについては、経営協議会において審議する。

- 2 前項の対応状況等は、本学公式ウェブサイト等により公表するものとする。

（委員以外の出席等）

第5 議長は、委員以外の者を意見交換会に出席させ、対応状況等に関する説明又は意見を述べさせることができる。

（事務）

第6 意見交換会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第7 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、経営協議会が定める。

附 則

この要領は、令和4年10月28日から施行する。

法人経営の改善に関する事項

1. 法人経営の改善事項等（提案）

改善点（テーマ）	
問題点（改善理由）	問題の原因
	改善に必要な経費等（額又は必要事項）

2. 本学における改善に向けた対応案等（回答）

対応（予定）状況	期待される効果